

第51号議案

中間市景観条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月3日提出

中間市長 松下 俊男

中間市景観条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 景観計画(第7条・第8条)
- 第3章 行為の規制等(第9条―第16条)
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第17条・第18条)
- 第5章 支援及び表彰(第19条―第21条)
- 第6章 雑則(第22条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の協働による景観の形成に関する事項を定めることにより、良好な景観の形成を総合的に推進し、もって地域特性を活かした美しい景観及び文化的な市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を図るために必要な施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

2 市は、良好な景観の形成のための施策に、市民等の意見を十分に反映させるよう努めるものとする。

3 市は、その管理に属する公共施設の整備又は改善を行う場合は、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの普段の活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、景観の形成に関する意識を高め、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設置した団体に対し、良好な景観の形成に関する施策について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)において、同条第2項各号に掲げる事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。

(景観重点地区)

第8条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)のうち、積極的に良好な景観の形成を図る必要があると認めるときは、景観重点地区(以下「重点地区」という。)として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について、重点地区ごとに定めることができる。

第3章 行為の規制等

(届出対象行為等)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める届出書をあらかじめ、市長に提出しなければならない。

2 景観計画区域内において法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更とする。

3 重点地区内において法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち必要と認める行為を重点地区ごとに定めることができるものとする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の植栽又は伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

(4) 水面の埋立て

(5) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

(届出等の適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる区域等に応じ、同表右欄に掲げる行為とする。

(事前協議)

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、当該届出前に、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあった場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(適合の通知)

第 13 条 市長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により行為の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合し、又は良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、規則で定めるところにより、届出があった日から 30 日以内にその旨を届け出た者に対して通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、法第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、前項の通知を受けた日から当該届出にかかる行為に着手することができる。

(助言又は指導)

第 14 条 市長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に照らし必要があると認めたときは、届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第 15 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項に規定する公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者(法人にあっては、その責任者)の意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(行為の完了)

第 16 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が終了したときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定)

第 17 条 市長は、法第 19 条第 1 項の景観重要建造物又は法第 28 条第 1 項の景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)を指定したときは、その旨を告示するものとする。

2 前項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第 18 条 法第 25 条第 2 項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 管理上必要な修繕等は、速やかに行うこと。

(2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

2 法第 33 条第 2 項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するための枝打ち、整枝その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐための措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第5章 支援及び表彰

(支援等)

第19条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供、助言若しくは専門的知識を有する者の派遣又は必要な技術的支援を行い、又はその行為に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

2 市長は、第17条の規定により指定した景観重要建造物等の所有者又は管理者(所有者又は管理者が2人以上の場合は、その代表者)に対し、その保全等のために技術的支援を行い、又はその保全等に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

(表彰)

第20条 市長は、良好な景観の形成に著しく貢献したと認められる者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定める者のほか、良好な景観の形成に寄与している建築物その他の物件のうち、特に優れているものについて、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

(専門家の活用)

第21条 市長は、都市景観の形成に関する専門的知識を有し、かつ、技術的な指導又は助言を行うことができる専門家を活用する制度の整備その他の必要な措置を講ずることにより、公共事業の実施又は市民及び事業者との連携による良好な都市景観の形成が円滑に行われるように努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区域等	行為
景観計画区域	<p>次の各号に掲げる行為のいずれにも該当しない行為</p> <p>(1) 建築物の建築等(新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(変更部分が合計見付面積の2分の1を超えるもの。以下同じ。)をいう。以下同じ。)で、建築物の高さが10メートル以上又は延べ面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 工作物の建設等(新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(変更部分が合計見付面積の2分の1を超えるもの。以下同じ。)をいう。以下同じ。)で、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる工作物(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支柱物をのぞく。)で、高さが10メートル以上のもの</p> <p>(ア) 煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの</p> <p>(イ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(ウ) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(エ) 観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの</p> <p>(オ) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>イ 擁壁、塀その他これらに類するもので、高さが2メートル以上のもの</p> <p>ウ 橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもので、長さが50メートル以上のもの</p> <p>(3) 開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)で、区域面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更で、区域面積が1,000平方メートル以上のもの</p>